

議案第 8 3 号

梅若ゆうゆう館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

梅若ゆうゆう館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、梅若ゆうゆう館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
梅若ゆうゆう館	東京都墨田区向島三丁目 3 6 番 7 号 社会福祉法人墨田区社会福祉事業団 理事長 高野 祐次	平成 2 8 年 4 月 1 日から 平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

梅若ゆうゆう館の指定管理者を指定する必要がある。